

報告事項 1

損害賠償の額の決定及び和解について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

平成29年 3月22日

財 務 施 設 課

損害賠償の額の決定及び和解について

1 事故の概要

平成 28 年 10 月 22 日(土)午前 10 時 30 分頃、愛知県立時習館高等学校の敷地南側に植栽された樹木(くすのき)が幹内部の腐食のため道路側に倒れ、信号待ちのため、停止していた貨物自動車に当たり、相手方車両の左後部を破損した。

2 相手方

車両使用者 有限会社廣田建築設計事務所 代表取締役 ひろた 廣田 かずのり 和宣

3 相手方の損害

- (1) 破損箇所及び状況
貨物自動車 左後部破損
- (2) 損害額
280,626円

4 賠償の手続

賠償責任等審査会の審査結果を受けて、地方自治法の規定に基づき、知事の専決処分により、損害賠償の額を決定して相手方へ速やかに賠償金を支払い、和解した。

また、同法の規定に基づき、平成 29 年 2 月定例県議会で報告した。

(参考)賠償責任等審査会 審査結果

本件施設事故については、当方に賠償責任があり、損害賠償金として相手方に 280,626 円を支払うことを適当と認める。

5 和解の内容

県は相手方に賠償金 280,626 円を支払った。